

令和6年度

固定資産税

償却資産 申告の手引き

日ごろ、市政発展のためにご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

事業（農林漁業・製造業・建設業・卸売業・金融保険業・不動産業・運輸通信業・サービス業など全ての事業）の用に供している機械・器具・備品などの償却資産を所有されている方や貸付けを行っている方は、固定資産税の対象として毎年1月1日現在における状況をその資産が所在する市町村へ申告していただくことになっています。（地方税法第383条）

つきましては、申告用紙を同封いたしましたので、**令和6年1月31日（水）**までにご提出ください。



償却資産申告書の提出期限は、令和6年1月31日（水）です。

期限間近は大変混み合いますので、1月19日（金）までの申告書提出にご協力をお願いします。
窓口での受付は8時30分から17時15分まで（土・日・祝除く）です。

塩尻市

償却資産とは

償却資産とは、事業用の資産のことで、土地・家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。

償却資産の概要

償却資産とは、事業を営んでいる方(個人・法人)や資産の貸付けを行っている方が、その事業のために使用している土地・家屋以外の資産です。法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されている減価償却資産と、おおむね一致します。**ただし、無形固定資産(鉱業権、漁業権、特許権等)や自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の課税対象となる車両は含まれません。**

次に、償却資産の課税についてですが、課税標準額(税額を算出するための価額)の合計が150万円未満の場合は、免税点未満となり、課税されません。税額は土地、家屋、償却資産の課税標準額を合算して計算します(詳細はP9・10参照)。なお、課税内容は、4月に送付する納税通知書でご確認ください。ただし、免税点未満の方には発送いたしません。

も く じ

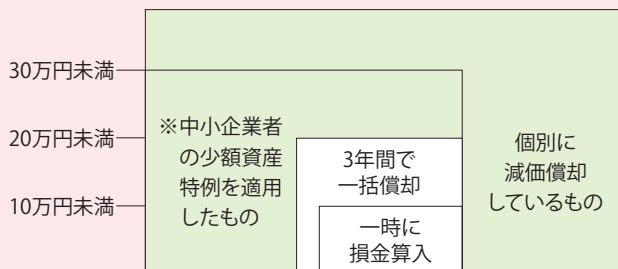
- ・償却資産とは P1～P2
- ・償却資産の種類及び耐用年数 P3～P4
- ・償却資産申告書等の書き方
(記載例)
 - ・償却資産申告書(償却資産課税台帳) P5
 - ・種類別明細書(増加資産・全資産用) P6
 - ・種類別明細書(減少資産用) P7
- ・課税標準の特例 P8
- ・税額等の算出方法について P9～P10
- ・償却資産 Q&A P11～P14

申告の対象となるもの

- 耐用年数が経過し、法定の減価償却を終えたが引き続き事業に使用している資産
- 本来の事業のために直接使用する資産のほか、従業員の福利厚生のために所有している資産
- 貸し付けた相手が事業用として使用している資産
- 税務会計上、売買として取り扱われるリース資産（割賦購入資産で代金の完済していない資産は申告の対象となります。）
- 現在使っていないけれども事業用として用いる目的で所有し、いつでも使用し得る状態にある資産
- 企業が赤字決算やその他の理由によりまったく減価償却を行っていない資産や、固定資産台帳等に記載されていない簿外資産であるが、本来損金または必要経費に算入されるべき性格を持つ資産
- 建設仮勘定により経理され、賦課期日までに完成し事業の用に供されている資産

申告の対象とならないもの

- 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産、税務会計上固定資産として計上していないもの（平成元年4月1日から平成10年3月31日までの取得は20万円未満）（※詳細は右図参照）
- 取得価額が20万円未満の資産で3年間の一括償却を選択したもの（※詳細は右図参照）
- 無形固定資産、自動車（軽自動車）、遊休資産、用途廃止資産、その他についても対象外です。詳しくは、P11・12を参照してください。
- 繰延資産



■ 範囲につきましては償却資産の申告が必要な資産になります。

※租税特別措置法を適用して即時償却した資産（「中小企業者等の少額資産特例」）については、この特例は国税（法人税・所得税）に関する制度であり、固定資産税（償却資産）では適用されません。したがって、この制度により損金算入した資産については、申告が必要になります。

家屋の附帯設備（建築設備）について

事業の用に供する家屋に施した建築設備のうち、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっているものについては、家屋として取り扱いますが、家屋から独立している電気設備（受変電設備）や外構工事等は、償却資産として取り扱われます。

また、家屋の附帯設備であって家屋の所有者以外の者が取り付けたものであり、事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付け手が所有者とみなされ、償却資産として取り扱われます。

償却資産の種類及び耐用年数

有形減価償却資産の耐用年数表（減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第1・別表第2抜粋）

○構築物		
構造・用途	細 目	耐用年数
広告用	金属造	20
	その他	10
舗装道路 舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷	15
	アスファルト敷又は木れんが敷	10
	ビチューマルス敷	3
緑化施設 庭 園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園 (工場緑化施設に含まれるものを除く)	20
へ い	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	30
	コンクリート造、コンクリートブロック造	15
	れんが造(その他のもの)	25
	石造	35
	土造	20
	金属造	10
煙 突 焼却炉	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	35
	れんが造(その他のもの)	25
	金属造	10

○機械及び装置		
細 目	耐用年数	
食料品製造業用設備	10	
木材又は木製品(家具を除く)製造業用設備	8	
家具又は装備品製造業用設備	11	
プラスチック製品製造業用設備	8	
窯業又は土石製品製造業用設備	9	
金属製品製造業用設備 (その他の設備)	10	
電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 (プリント配線基板製造設備)	6	
電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備(フラットパネル ディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備)	5	
電気機械器具製造業用設備	7	
情報通信機械器具製造業用設備	8	
輸送用機械器具製造業用設備	9	
農業用設備	7	
林業用設備	5	
総合工事業用設備	6	
水道業用設備	18	
通信業用設備	9	
倉庫業用設備	12	
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8	
宿泊業用設備	10	
飲食店業用設備	8	
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13	
機械式駐車設備	10	
ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	8	
その他の設備、主として金属製のもの	17	

○車両及び運搬具		
構造・用途	細 目	耐用年数
自転車及びリヤカー		2
	フォークリフト(大型特殊自動車)	4
前掲以外	自走能力を有するもの	7
	その他のもの	4

○工具		
構造・用途	細 目	耐用年数
測定工具・検査工具(電気又は電子を利用するものを含む)		5
治具・取付工具		3
ロール	金属圧延用	4
	なっ染ロール、粉碎ロール、混練ロール その他のもの	3
型(型枠) 鍛圧工具 打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、 ゴム又はガラス成型用金型、鋳造用型 その他のもの	2 3
切削工具		2
金属製柱・カッペ		3
活字等	購入活字	2
	自製活字・活字に常用される金属	8

○器具及び備品(1)			
構造・用途	細 目	耐用年数	
家 具	事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8	
	応接セット 接客業用のもの その他のもの	5 8	
	ベッド	8	
	陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	6 8	
	その他の家具 接客業用のもの その他のもの	5	
	電気機器	主として金属製のもの その他のもの	15 8
	ガス機器	ラジオ、テレビ、テープレコーダー その他の音響機器	5
	家庭用品	冷房用又は暖房用機器	6
		冷蔵庫、洗濯機、 その他これらに類する電気、ガス機器	6
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー (電気式を除く)	4
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前 その他これらに類する繊維製品		3	
	じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用、 レコード吹込用、劇場用のもの その他のもの	3 6	

○器具及び備品(2)		
構造・用途	細目	耐用年数
家具 電気機器 ガス機器 家庭用品	室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	15 8
	食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの	2 5
	その他 主として金属製のもの その他のもの	15 8
事務機器 通信機器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの	3 5
	電子計算機 パーソナルコンピュータ (サーバー用を除く) その他のもの	4 5
	複写機、計算機(電子計算機を除く)、金銭登録機、 タイムレコーダー 其他これらに類するもの	5
	その他の事務機器	5
	テレタイプライター、ファクシミリ	5
	インターホン、放送用設備	6
	電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備 デジタルボタン電話設備 その他のもの	6 10
時計	時計	10
試験機器 測定機器	度量衡器	5
	試験又は測定機器	5
光学機器 及び写真 製作機器	オペラグラス	2
	カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡	5
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8
看板 広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
	マネキン人形及び模型	2
	その他 主として金属製のもの その他のもの	10 5
容器 金庫	ボンベ 溶接製 鍛造製 塩素用のもの その他のもの	6 8 10
	ドラムかん、コンテナ、その他の容器 大型コンテナ (長さが6m以上のものに限る) その他 金属製のもの その他のもの	7 3 2
	金庫 手さげ金庫 その他のもの	5 20
	理容機器及び美容機器	5

○器具及び備品(3)		
構造・用途	細目	耐用年数
医療機器	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	血液透析又は血しょう交換用機器	7
	ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6 8
	その他 レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの 及び自動血液分析器 その他のもの	4 6
	その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 10 5
	娯楽器具	たまつき用具
パチンコ器、ビンゴ器、 其他これらに類する球戯用具、射的用具		2
スポーツ 器具	碁、将棋、麻雀等の遊戯具	5
	スポーツ具	3
興行用具 演劇用具	劇場用観客いす	3
	どんちよう、幕 衣装、かつら、小道具及び大道具 その他 主として金属製のもの その他のもの	5 2 10 5
生物	植物 貸付業用のもの その他のもの	2 15
	動物 魚類 鳥類 その他のもの	2 4 8
	その他	映画フィルム(スライドを含む)、 磁気テープ、レコード
シート及びロープ		2
きのこ栽培用ほだ木		3
葬儀用具		3
楽器		5
自動販売機(手動のものを含む)		5
無人駐車管理装置		5
焼却炉 その他 主として金属製のもの その他のもの		5 10 5

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」
昭和40年3月31日 大蔵省令第15号
最終改正 令和3年9月17日 財務省令第66号

償却資産申告書等の書き方

申告書及び種類別明細書の書き方について説明します。なお、独自の電算処理による申告をされる方はP7をご覧ください。

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

受付印 6年 1月 12日
 塩尻市長 殿 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

所有者コード 123456

住所(又は納税通知書送付先) 1 塩尻市大門七番町3番3号
 氏名(又は法人名) 2 桔梗原プレス工業(株) 代表取締役 塩尻太郎
 個人番号又は法人番号 3 12345678901010
 事業種目(資本金等の額) 4 プレス加工業 10百万円
 事業開始年月 5 昭和60年 1月
 この申告に該当する者の姓及び氏名 6 松本太郎
 税理士等の氏名 7 長野次郎 会計事務所

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)		前年中に減少したもの(ロ)		前年中に取得したもの(ハ)		計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)	
	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
1 構築物	1,000	000			500	000	1,500	000
2 機械及び装置	10,000	000	7,000	000	25,000	000	28,000	000
3 船舶								
4 航空機								
5 車両及び運搬具	500	000					500	000
6 工具、器具及び備品	1,000	000	375	000	500	000	1,125	000
7 合計	12,500	000	7,375	000	26,000	000	31,125	000

15 市(区)町村内 塩尻市大門7-3-3 (出張所) 塩尻市大字広丘吉田5000
 16 借用資産 松本市中央8-1-1(株)OOLIS 長野市北長池100-1 ΔΔリス(株)
 17 事業所用家屋の所有区分 借家
 18 備考(添付書類等)

申告書を書く必要のある方

- 事業用償却資産を所有している方

申告書の書き方

- 住所や社名を変更した場合は、変更後の情報を記入します。また、「18備考」に変更した旨を記入します。
- 個人番号または法人番号(いわゆるマイナンバー)を記入します。「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載します。※詳しくは添付のマイナンバー資料をご覧ください。
- 具体的な業種を記入します。
- 個人 → 事業を開始した年月
法人 → 設立年月
- 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入します。
- 該当に○をします。

- 赤色の種類別明細書(減少資産用)に記載した減少資産の取得価額の合計を種類ごとに合算して、該当する種類の欄に金額を記入します。
- 緑色の種類別明細書(増加資産・全資産用)に記載した増加資産の取得価額の合計を種類ごとに合算して、該当する種類の欄に金額を記入します。
- 種類ごとの合計額を算出します。前年前に取得したもの(A)から、前年中に異動した資産を足し引きして求めます(A-7+8)。
- 自社電算処理で、全資産申告を行う方のみ記入してください。
- 資産の所在地を記入します。
- リース・レンタルの借用資産がある方は、貸主の住所・氏名を記入します。
- 該当に○をします。借家の場合は、「18備考」に家屋の所有者名を記入します。
- 初めて申告する方で、該当資産がない場合は、「資産なし」と記入します。解散し、又は廃業した場合は、その旨と時期を記入します。非課税や課税標準額の特例等に該当する場合は、必要書類を添付のうえ、添付した書類の名称を記入します。

種類別明細書(増加資産・全資産用)

令和 6 年度 種類別明細書(増加資産・全資産用) 提出用

所有者氏名 桔梗ヶ原プレス工業(株)

住所 1 2 3 4 5 6

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額 (円)	耐用年数 (年)	減価償却率	価額	課税標準の特例 率	課税標準額	増加事由	摘要
01	5		アスファルト舗装	1	4 16 4	500,000	10	0.0				10	申告もれ
02	2		オートドリルマシン	1	4 19 8	24,000,000	12	0.0		9		10	申告もれ
03	2		フライス盤	2	4 22 3	1,000,000	7	0.0				10	25年5月 松本市移動
04	6		複写機	1	5 5 3	225,000	5	0.0				10	○
05	6		ノートパソコン	1	5 5 8	275,000	4	0.0				10	○
06								0.0				10	3-4
07								0.0				10	3-4
08								0.0				10	3-4
09								0.0				10	3-4
10								0.0				10	3-4
11								0.0				10	3-4
12								0.0				10	3-4
13								0.0				10	3-4
14								0.0				10	3-4
15								0.0				10	3-4
小計				6		26,000,000							

※資産の種類コード

1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

※年号コード

1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成
5	令和

※増加事由コード

1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受け入れ
4	その他

注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)を書く必要のある方

- これまでに申告があり、令和5年中に設備投資をされた方
- 令和5年から事業を開始された方

種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方

- どちらかに○印をつけます。
これまでに申告がある方 → 増加資産に○
初めて申告される方 → 全資産に○
- 申告書の右上欄に所有者コードが印字されている方は、同じコードを右よせで記入します。
- 所有者氏名を記入します。
- 全枚数とそのうちの何枚目かを記入します。
- 資産の種類を右表のコード番号で記入します。

※資産の種類コード

1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

- 右表の年号コードを参考に、資産を取得した年月を記入します。

※年号コード

1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成
5	令和

- 取得価額を円単位で記入します。
- 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(耐用年数省令)を参考に耐用年数を右よせで記入します。
平成20年1月1日以前に取得した申告もれの「2 機械及び装置」に該当するものは、改正前の耐用年数省令に基づく旧耐用年数を記入します。
- 独自の電算処理で全資産申告をされる方以外は記入しないでください。
- 右表を参考に、該当する増加事由に○をします。

※増加事由コード

1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受け入れ
4	その他

- 令和5年1月1日以前に取得した資産で、今回初めて申告する資産については「申告もれ」と記入します。
非課税資産、課税標準の特例がある資産については、その適用条項を記入します。

種類別明細書(減少資産用)

提出用

令和 6 年度 種類別明細書(減少資産用)

※ 所有者コード
住民コード
① 1 2 3 4 5 6

所有者氏名
桔梗ヶ原プレス工業(株) ②

枚のうち
1枚のうち
1枚目

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	申告年数	減少の事由及び区分				摘要
					年	月				1売却	2減失	3移動	4その他	
01	2	30001234	フリス盤 ④	2	4	2	300,000	7	7	○	○	○	○	R5・7・1(株)洗馬プレスへ
02	2	30001357	コンプレッサー	1	4	4	6,000,000	7	7	1	○	○	○	R5・9・1 長野工場へ移管
03	2	30002468	旋盤	1	3	6	700,000	7	7	1	○	○	○	
04	6	30006789	複写機	1	4	14	375,000	5	5	1	○	○	○	当初 750,000(数量2)のうち 375,000(数量1)を滅失
05														
06														
07														
08														
09														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
				小計	5		7,375,000							

1000BCX03

種類別明細書(減少資産用)を書く必要のある方

- 令和5年中に減少した資産がある方
- 事業を廃止した方

種類別明細書(減少資産用)の書き方

- ① 申告書の右上欄に印字されている所有者コードを右よせで記入します。
- ② 所有者の氏名(名称)を記入します。
- ③ 全枚数とそのうちの何枚目かを記入します。
- ④ 同封しました令和6年度種類別明細書の「資産の種類」、「資産の名称等」、「数量」、「取得年月」、「取得価額」、「耐用年数」を転記します。
「抹消コード」欄には、種類別明細書の「品目番号」を転記してください。
- ⑤ 該当する事由に○をします。
- ⑥ 所有する資産を全て減少した場合は「1 全部」に○を、所有しているうちの一部を減少した場合は「2 一部」に○をつけます。
- ⑦ ⑤の減少した事由が、
「1 売却」→ 売却先の名称
「3 移動」→ その受入先の所在地等
「4 その他」→ その減少の事由等
をそれぞれ記入します。また、⑥で2に○をつけた方は、記入例を参考に減少した金額、数量を記入してください。

注意点(国税との違い)

- 償却資産の評価額の最低限度は、一律に取得価額又は改良費の100分の5に相当する額と定められているため、資産の耐用年数が過ぎてても5%の残存価額が残ります。よって、**耐用年数が過ぎて資産帳簿外に振り替えられた資産であっても、現に使用している資産及びいつでも使用できる状態にある資産は、減少資産に含まれません。**

電子申告による申告をされる方へ

eLTAX(エルタックス)による償却資産の電子申告が可能です。詳しくはeLTAXホームページ<https://www.eltax.lta.go.jp/>をご覧ください。

企業独自の電算処理による申告をされる方へ

- 種類別明細書は、全国統一様式の項目を満たすものとしてください。
- 評価基準で定める方法により、全資産について評価額を計算し、資産種類ごとの合計額を算出してください。
- 改良費(資本的支出)については、本体と別個の資産とみなして評価額を算出してください。
- 圧縮記帳をした減価償却資産については、圧縮前の取得価額を基に評価額を算出してください。
- 評価額、決定価格及び課税標準額は、1円単位まで算出してください。

- ・過年度にかかる資産の増加や減少を期限後申告した場合は、当該年度までさかのぼって税額を変更し課税をします。

課税標準の特例

地方税法(以下「法」という。)第349条の3及び附則第15条、旧法附則第64条の規定により次の償却資産(抜粋)については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産をお持ちの方は「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の摘要欄に該当条項を記載し、添付書類とともに提出してください。

次の課税標準の特例措置は、代表的なものを抜粋し掲載しています。

課税標準の特例適用資産(抜粋)

令和5年9月現在

該当条項	設備等の種類	取得時期	適用期間	特例率	添付書類	
法附則第25条	太陽光発電設備(固定価格買取制度の認定を受けておらず、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した発電設備が対象)(第1号イ関係)	令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日	取得後 3年度分	2/3	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことが確認できる書類(写)と竣工日を確認できる書類等	
	風力発電設備(固定価格買取制度の認定を受けた発電設備が対象)(第1号ロ関係)	令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日	取得後 3年度分	2/3	経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書(写)、電力受給契約書等竣工日が確認できる書類	
	地熱発電設備、水力発電設備、バイオマス発電設備(固定価格買取制度の認定を受けた発電設備が対象)(第3号関係)	令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日	取得後 3年度分	1/2	経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定通知書(写)、電力受給契約書等竣工日が確認できる書類	
第15条 第32項	企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が、児童福祉法に規定する業務を目的とする施設のうち、当該補助に係るものの用に供する土地、家屋及び償却資産	平成29年4月1日 ～ 令和6年3月31日	取得後 5年度分	1/2	児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、県知事に提出した届出書(写)、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けたことを証する書類(写)等	
第45条	資本金額1億円以下の法人、従業員数1000人以下の個人事業主のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)が同計画に基づき取得した設備	賃上げ方針の表明 無	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	取得後 3年度分	1/2	先端設備導入に係る認定申請書(写)、認定支援機関による事前確認書(写)、投資計画に関する確認書(写)、当市産業政策課による先端設備等導入計画に係る認定書(写)
		賃上げ方針の表明 有	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	取得後 5年度分	1/3	上記の書類及び 従業員に対する賃上げ方針の表明が確認できる書類
旧法附則第64条	資本金額1億円以下の法人、従業員数1000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)が同計画に基づき取得した設備	令和3年4月1日 ～ 令和5年3月31日	取得後 3年度分	零	先端設備等導入に係る認定申請書(写)、認定支援機関による事前確認書(写)、工業会等による生産性向上要件証明書(写)、当市産業政策課による先端設備等導入計画に係る認定書(写)	
法第349条の3	第27項、第29項	児童福祉法に規定する認可(家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業(利用定員5人以下))を受けた者が、直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産		平成28年 ～	1/2	各事業の認可を受けたことを証明する書類(写)等 ※未認可施設の場合は、地方公共団体に提出した届出書(写)等

※特例の適用となるものは、各項目のうち政令又は総務省令で定められたものに限りです。

※特例の適用は、毎年税制改正によって新設、廃止、縮減・拡張されますが、旧法第349条の3及び旧法附則第15条、旧法附則第64条に該当する資産で一部従前のまま適用されるものがあります。

※法附則第15条第45項は、「従業員に対する賃上げ方針の表明が確認できる書類」の添付の有無により特例適用期間及び特例率が変わります。

※なお、これらの特例措置は、法令の改正等により内容が変更される場合があります。

税額等の算出方法について

1 評価額の算出方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産についてそれぞれの品目ごとに現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産(初年度)	取得価額×(1－減価率/2)
前年前に取得した資産(2年目以降)	前年度評価額×(1－減価率)

※初年度の評価額は取得年月にかかわらず、半年分の減価があったものとして算出します。

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となり、それが評価額の下限となります。

減価率及び減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 (1－減価率/2)	前年前取得 (1－減価率)			前年中取得 (1－減価率/2)	前年前取得 (1－減価率)
2	0.684	0.658	0.316	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	21	0.104	0.948	0.896
4	0.438	0.781	0.562	22	0.099	0.950	0.901
5	0.369	0.815	0.631	23	0.095	0.952	0.905
6	0.319	0.840	0.681	24	0.092	0.954	0.908
7	0.280	0.860	0.720	25	0.088	0.956	0.912
8	0.250	0.875	0.750	26	0.085	0.957	0.915
9	0.226	0.887	0.774	27	0.082	0.959	0.918
10	0.206	0.897	0.794	28	0.079	0.960	0.921
11	0.189	0.905	0.811	29	0.076	0.962	0.924
12	0.175	0.912	0.825	30	0.074	0.963	0.926
13	0.162	0.919	0.838	35	0.064	0.968	0.936
14	0.152	0.924	0.848	40	0.056	0.972	0.944
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	55	0.041	0.979	0.959
18	0.120	0.940	0.880	60	0.038	0.981	0.962
19	0.114	0.943	0.886	65	0.035	0.982	0.965

2 課税標準額の算出方法

各資産の評価額を合算した額(決定価格)が課税標準額となります。

1で算出した評価額に課税標準の特例(P8参照)の適用を受ける資産がある場合、該当の資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額をもとに課税標準額を算出します。

3 税額の算出方法

合計課税標準額(1,000円未満切り捨て)×税率(1.4%)=税額(100円未満切り捨て)

4 評価額等の計算例

償却資産の価額は、取得価額から耐用年数※による減価を考慮して決定されます。実際に設例を用いて評価額の決定から税相当額の算出までの流れを説明します。(※耐用年数の詳しい内容はP3~4を参照してください)

《設例》

塩尻太郎さんは、工具A(取得価額1,000万円、耐用年数10年、減価率0.206)を令和4年に取得しており、新たに工具B(取得価額300万円、耐用年数3年、減価率0.536)を令和5年10月に購入しました。これらの資産に特例控除はありません。令和6年度の固定資産税相当額はいくらになるでしょう？

(1) まずは評価額を求めます

工具Aの令和6年度評価額は、令和5年度の評価額を基準に求めます。

工具Aの令和5年度評価額=10,000,000円×(1-0.206/2)=8,970,000円

工具Aの令和6年度評価額=8,970,000円×(1-0.206)=7,122,180円

同様に工具Bの令和6年度評価額を計算すると、

工具Bの令和6年度評価額=3,000,000円×(1-0.536/2)=2,196,000円

(2) 次に課税標準額を決定します

課税標準額とは税額を算出する際に用いる値です。全資産の評価額を合計した値が決定価格となります。

決定価格=7,122,180円+2,196,000円=9,318,000円(1,000円未満切り捨て)

次に特例の有無を考慮します。

- ・特例控除がない→決定価格=課税標準額
- ・特例控除がある→決定価格×課税特例率=課税標準額

設例では特例控除がないので、課税標準額=決定価格=9,318,000円(1,000円未満切り捨て)

(3) 税相当額は？

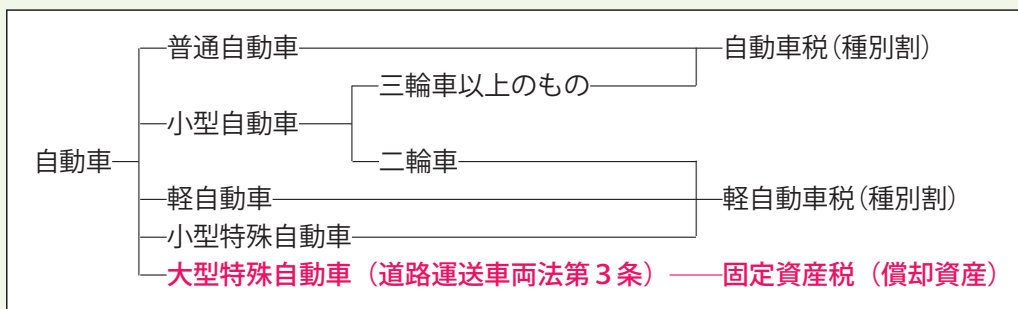
固定資産税額=(償却資産課税標準額+土地課税標準額+家屋課税標準額)×1.4%

ここでは償却資産の課税標準額のみを考慮しているので、

税相当額=9,318,000円×1.4%=130,400円(100円未満切り捨て)

🗨️ 車両の取り扱いとは？

📌 自動車、原動機付自転車のように自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税対象となるものは償却資産から除かれます。なお、道路運送車両法第3条にいう「大型特殊自動車」については、自動車税の対象とされないため、償却資産の対象となります。




🗨️ リース資産は誰が申告するのですか？

📌 リース資産は、その契約内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と実際に資産を借りて事業を行っている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると下表のとおりです。

契 約 内 容		申告者 (納税者)
リ ー ス	ファイナンス・リース	リ ー ス 会 社
	所有権移転ファイナンス・リース <small>(H20.4.1～契約の取得価額が20万円未満の資産は申告対象外)</small>	賃 借 人
	オペレーティング・リース	リ ー ス 会 社
	メンテナンス・リース	リ ー ス 会 社
	レ ン タ ル	レ ン タ ル 会 社
所有権留保付売買 (割賦販売)		買 主





 **無形固定資産とはどのようなものがありますか？**

 無形固定資産とは、物的な存在形態をもたない資産をいいます。下表のようなものになります。


区分	種類	対象資産の例示	法人税の取扱い	固定資産税の取扱い
無形固定資産	営業権等	鉱業権、漁業権、水利権、意匠権、商標権、営業権、特許権 等	○	×
	土地関係	借地権、地上権、永小作権、地益権 等	×	×
	その他	電話加入権	×	×
		ソフトウェア*	○	×


※購入したパソコンにソフトウェアの機能が含まれている場合は、償却資産の対象となります。


 **現在使っていない機械がありますが、これも申告する必要がありますか？**


 現に事業の用に供していない資産でも、いつでも稼働できる状態にあるものは申告の対象となります。(遊休資産)

ただし、生産方式の変更、機能の劣化、旧式化等により、現実には使用されなくなり、将来他に転用する見込みもないまま、解体も撤去もされず、原形をとどめているような資産は、現在使用されていないだけでなく、将来においても使用しないことが客観的に明確なので、「事業の用に供することができる資産」に該当しません。(用途廃止資産)


 **申告漏れや申告誤りがあった場合は、過去にさかのぼって課税になりますか？**


 最大5年さかのぼって課税及び還付になります。判明した段階で修正申告等の提出をお願いします。

 **アパート経営をしています。申告するものはありますか？**

 アスファルト舗装や物置(家屋として課税対象となるものを除く)、駐輪場等が申告対象となります。

所得税・法人税の減価償却資産との取扱いの相違

 固定資産税の課税対象となる償却資産と所得税・法人税における減価償却資産の取扱いは、どのような点で異なりますか？

 取扱いの相違点は、下表のとおりです。

項 目	固定資産税	所得税・法人税	備 考
償却計算の期間	暦年(賦課期日年度)	事業年度	
減価償却の方法	定率法(旧定率法)	定率法、定額法の選択制	
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却	
圧縮記帳の制度	×	○	圧縮前の金額を取得価額として申告してください。
特別償却・割増償却	×	○	
陳腐化償却 (耐用年数の圧縮)	○	○	該当資産の摘要欄にその旨を記入し、必要書類を提出してください。(P6参照)
評価額の最低限度 (償却可能限度額)	取得価額の5% (100分の5)	備忘価額(1円)まで	耐用年数を過ぎても事業用として使われている間は申告の対象となります。
改良費の評価方法	区分評価	原則区分評価 一部合算評価可	本体設備と改良費は区別して申告してください。
少額償却資産	一時に損金算入されたものは償却資産としない	その取得に要した経費の全部を一時に損金等に算入	耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の資産は申告不要です。
一括償却資産	一括償却の対象とされたものは償却資産としない	事業年度ごとに一括して3年間で損金に算入	取得価額が20万円未満で3年間で損金に算入する資産は申告不要です。
中小企業者の少額資産の損金算入の特例	金額に関わらず償却資産となる	一時に損金に算入することが認められる	取得価額が30万円未満で租税特別措置法による中小企業者少額資産特例適用の資産は申告が必要です。
建 物	一部申告対象	申告対象	土地に定着していない簡易倉庫や周壁のない車庫等は申告が必要です。
建物附帯設備	一部申告対象	申告対象	
車 両	一部申告対象	申告対象	自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の課税対象でない車両は申告が必要です。(P11参照)
生 物	一部申告対象	申告対象	観賞・興行等の事業のために使用する生物は申告が必要です。
無形減価償却資産	申告対象外	申告対象	(P12参照)
繰延資産	申告対象外	申告対象	

太陽光発電設備に関するよくあるご質問



Q 種類別明細書における太陽光発電設備の取得年月はいつになりますか？

A 太陽光発電設備の所有権を取得し、かつ、事業の用に供することができる状態となった時期（基本的に売電事業を開始した月）が取得年月となります。

Q 一般的に住宅の屋根や土地に設置した太陽光発電設備の資産の種類、耐用年数はどうなりますか？

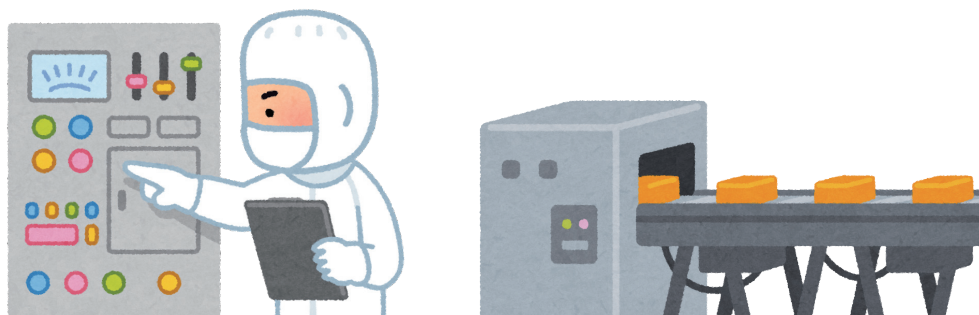
A 基本的に資産の種類は「2」（機械及び装置）、耐用年数は「17年」（減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第2 その他の設備、主として金属製のもの）となります。

Q 太陽光発電設備の申告すべき物件には、どのようなものがありますか？



設置者	10kW以上の太陽光発電設備(全量売電・余剰売電)	10kW未満の太陽光発電設備(余剰売電)
個人 (住宅用)	家屋の屋根などに太陽光発電設備を設置して、発電出力量の全量又は余剰を売電する場合、 申告の対象 となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、 申告の対象外 となります。
個人 (個人事業主)	個人で工場・商店などを経営している人や駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、発電出力量や全量又は余剰売電にかかわらず 申告の対象 となります。	
法人	発電出力量や全量又は余剰売電にかかわらず 申告の対象 となります。	

※具体的には、太陽光パネル(家屋の屋根材と一体となっている場合を除く)、架台、パワーコンディショナーの他にフェンスなど、周辺設備を設置している場合には、別に申告が必要です。



申告期限は令和6年1月31日(水)です。

申告書の提出・お問い合わせは

塩尻市総務部税務課資産税係

〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号

TEL (0263)52-0639 (直通)

(0263)52-0280 (代表) (内線)1138、1139、1140

FAX (0263)53-8180

市HP <https://www.city.shiojiri.lg.jp/>